

## 検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、令和3年11月30日付け厚生労働省保検局医療課長通知「保医発1130第1号」および、「保医発1130第2号」により下記検査項目の一部変更が通知されましたのでご案内いたします。

敬具

### 記

■ 適用日 2021年(令和3年)12月1日から適用

■ 一部変更項目

- ・ カルプロテクチン(糞便)
- ・ RET融合遺伝子検査

※ 詳細につきましては、裏面をご参照下さい。

● 一部変更の詳細

適用日: 令和3年12月1日

| 検査項目         | 保険点数   | 判断区分<br>判断料 | 診療報酬<br>点数区分   | 備考  |
|--------------|--------|-------------|--|---|
| カルプロテクチン(糞便) | 276点   | 尿・糞便<br>34点 | 「D003」<br>糞便検査の<br>「9」                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本検査を潰瘍性大腸炎又はクローン病の病態把握を目的として測定する場合、潰瘍性大腸炎についてはELISA法、FEIA法、金コロイド凝集法、イムノクロマト法又はLA法により、クローン病についてはFEIA法により測定した場合に、それぞれ3月に1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から、本検査を1月に1回行う場合には、その詳細な理由及び検査結果を診療録及び診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</li> <li>・慢性的な炎症性腸疾患(潰瘍性大腸炎やクローン病等)の診断補助又は病態把握を目的として、本検査及び区分番号「D313」大腸内視鏡検査を同一月中に併せて行った場合は、主たるもののみ算定する。</li> </ul>       |
| RET融合遺伝子検査   | 5,000点 | 遺伝子<br>100点 | 「D004-2」<br>悪性腫瘍組織<br>検査の「1」の<br>「ロ」<br>処理が複雑な<br>もの | <p>「1」の「ロ」処理が複雑なものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、次世代シーケンシング等により行う場合に算定できる。なお、その他の方法により悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査を行う場合は、令和4年3月31日までの間に限り、「1」の「イ」の「(2)」その他のものを算定できるものとする。</p> <p>ア 肺癌におけるBRAF遺伝子検査、METex14遺伝子検査、RET融合遺伝子検査<br/>イ 悪性黒色腫におけるBRAF遺伝子検査 (リアルタイムPCR法)<br/>ウ 固形癌におけるNTRK融合遺伝子検査<br/>エ 胆道癌におけるFGFR2 融合遺伝子検査</p> |

※下線部が今回変更されました。